

令和8年度福利厚生助成金事業実施要領

令和8年4月1日

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目 的)

第1条 この要領は、各支部及びブロック協議会が、所属会員事業者に従事する従業員を対象として実施する福利厚生事業に対し、必要と認められた経費の一部を助成することとし、地域内部事業者間の融和を図り、支部及び各地区ブロック協議会の事業活動活性化に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領に定める事業は、従業員福利厚生の向上のため、広く不特定多数の者が参加するために実施する、次のものに関する事業運営費用を対象とする。

- ① 各種スポーツ大会
- ② 各種レクリエーション
- ③ その他、福利厚生を増進するための事業

但し、個人の負担すべき費用に関するものは対象としない。

(対象期間)

第3条 この要領に定める事業期間は、令和8年4月1日より令和9年2月28日までに事業及び支払いが終了するものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象とする経費は以下を対象とする。ただし打ち合わせ会議に要する食事代、車代、事業終了後の反省会費用、ゴルフ等個人負担率の高いものなどは除外する。

- ・会場費
- ・印刷費
- ・車両借上げ料（バス等）
- ・賞 状
- ・副 賞
- ・外部審判及び外部講師謝金
- ・支部役員の日当手当（1人当たり3千円以内とする。）
- ・対象事業内容に係る参加賞・記念品代
- ・対象事業内容に係る参加者食事代・お茶代

(助成金額)

第5条 この要領に定める助成金額は、別途一般社団法人埼玉県トラック協会にて定める金額の範囲内とし、対象期間内一事業のみ助成するものとする。

(助成金申請)

第6条 支部及びブロック協議会は、事業終了後速やかに一般社団法人埼玉県トラック協会に対し助成金の請求を別紙「福利厚生事業助成金申請書」に必要な事項を記入のうえ、関係書類を添え行うものとする。

(助成金支給)

第7条 第6条による助成金の申請があった場合は、内容を精査し、支部及びブロック協議会に支給するものとする。

(その他)

この要領に定めるもののほか、運用上必要な事項が発生した場合は、別途定めるものとする。

(付 則)

本要綱は、令和8年4月1日より適用する。